

60歳未満で企業型確定拠出年金を導入している企業をご退職された方は、原則6ヵ月以内に確定拠出年金資産の移換手続きが必要です。

6ヵ月以内に移換手続きしなかった場合



加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して、6ヵ月以内にご自身で移換手続きを行わない場合、年金資産は自動的に国民年金基金連合会に移換されます(自動移換)。*

※企業型確定拠出年金の加入者資格喪失後、6ヵ月経過した方が他の確定拠出年金に加入している場合、ご本人による移換の申し出がなくても、自動的に確定拠出年金資産の移換が実施されます。また、自動移換された方が他の確定拠出年金の資格を取得した場合も自動的に確定拠出年金資産が移換されます。

自動移換されると…

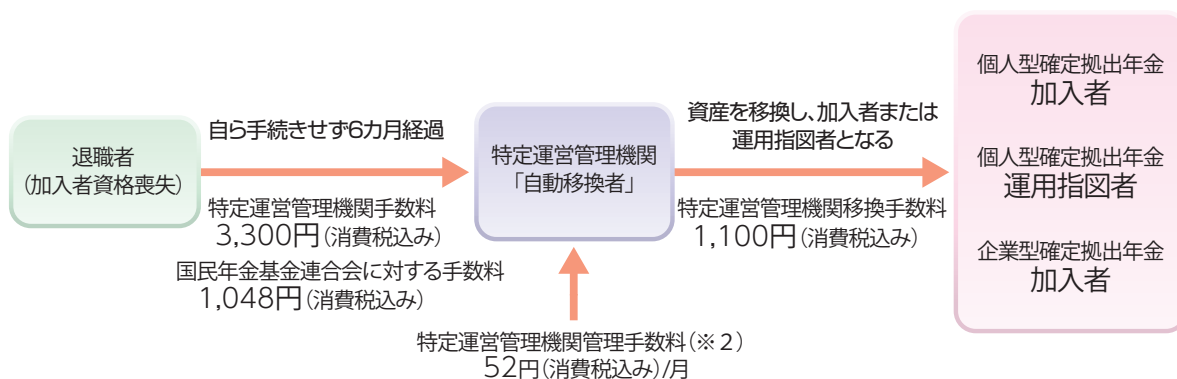
- 掛金の拠出や運用指図・給付の請求をすることができません。また現金として管理されるため運用できません。
- 自動移換されている期間は通算加入者等期間に通算されません。
- 自動移換された月の4ヵ月後から管理手数料が徴収され、その他自動移換にかかる手数料が発生します。

手数料について

自動移換された場合、次のような手数料が発生します。(金額:消費税込み)

(2019年10月時点)

時期	手数料	金額
自動移換される時	特定運営管理機関手数料	3,300円
	国民年金基金連合会に対する手数料	1,048円
企業型確定拠出年金 または 個人型確定拠出年金へ移換する時	特定運営管理機関移換手数料	1,100円
脱退一時金を請求する時(※1)	特定運営管理機関裁定手数料	4,180円
毎月(※2)	特定運営管理機関管理手数料	52円/月



(※1)脱退一時金の支給要件につきましては、別途法令等をご確認ください。

(※2)特定運営管理機関管理手数料は、自動移換されて4ヵ月後から発生します。

この他に自動移換される前に勤務していた企業型確定拠出年金における移換手数料が発生する場合があります。また、特定運営管理機関から、企業型確定拠出年金や個人型確定拠出年金へ移換する際には、それぞれの移換先制度所定の手数料が発生する場合があります。